

重要事項説明書

合資会社ライブラリーナーシング
ライブラリーデイサービスセンター

通所介護重要事項説明書

〈令和6年12月1日現在〉

1 通所介護事業者の概要

名称・法人種別	合資会社ライブリーナーシング
代表者名	代表社員 吉崎グレイス
所在地・連絡先	住所) 東京都立川市栄町3-15-29 電話) 042-540-2927 Fax) 042-540-2928
法人設立年月日	平成14年8月13日

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業者番号

事業所名	ライブリーデイサービスセンター
所在地・連絡先	住所) 東京都立川市栄町3-15-29 電話) 042-540-2927 FAX) 042-540-2928
事業所番号	1373001005
管理者の氏名	吉崎グレイス
利用定員	12名(一日)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法令の趣旨に従い当認知症型通所介護事業所が行うサービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な認知症対応型通所介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	認知症型通所介護計画に基づき、要介護者等の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。又地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者の意志及び人格を尊重した、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	祝日を含む月～金曜日(※1月1日～3日を除く)
平日	9:00～18:00
祝日	9:00～18:00

(4) サービス提供時間

サービス提供日	祝日を含む月～金曜日(※1月1日～3日を除く)
サービス提供時間	9:00～17:00
祝日	9:00～17:00

(5) 事業所の職員体制

管理者	吉崎グレイス
-----	--------

従業者の職種	勤務体制	人員数
管理者	勤務時間帯(9:00～18:00) 常勤で勤務	1名 <small>看護師・機能訓練指導員と兼務</small>
生活相談員	正規の勤務時間帯(9:00～18:00) 常勤で勤務	2名 <small>(内1名介護職員と兼務)</small>
介護職員	正規の勤務時間帯(9:00～17:00) 常勤・非常勤で勤務	1名以上 <small>(内1名生活相談員と兼務)</small>
看護職員	正規の勤務時間帯(9:00～18:00) 常勤・非常勤で勤務	1名以上 <small>(内1名管理者と兼務)</small>

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 介護保険給付対象サービス

① サービス内容

種類	内容
食事	(食事時間) 12:00～13:00
	「クック1・2・3」の配食サービスを利用して提供します。※サービス利用は任意です
入浴	入浴または、清拭を行います。※入浴の利用は任意です
排泄	適切な排泄介助と共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	利用者の状況に合わせた過ごし方を工夫し、身体機能の低下の防止に努めます。
生活指導	利用者の生活面での、指導・援助を行います。
健康チェック	血圧・体温測定など利用者の全身状態の観察・把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送迎	ご自宅からデイサービスまでの送迎を行います。※サービス利用は任意です。

② 費用

介護保険の適用がある場合は原則として、料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、次頁料金表をご参照下さい。

※負担割合が2割・3割の方の場合は、別紙でご説明さしあげます。

【料金表】

所要時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4時間以上 5時間未満	6066円 569単位	6673円 626単位	7291円 684単位	7899円 741単位	8517円 799単位
5時間以上 6時間未満	9146円 858単位	10127円 950単位	11086円 1040単位	12067円 1132単位	13059円 1225単位
6時間以上 7時間未満	9381円 880単位	10383円 974単位	11364円 1066単位	12376円 1161単位	13389円 1256単位
7時間以上 8時間未満	10596円 994単位	11747円 1102単位	12899円 1210単位	14061円 1319単位	15212円 1427単位
入浴加算	426円(40単位)／回		サービス提供体制強化加算	130円(13単位)／日	

・前頁料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますので、ご相談下さい。

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払下さい。利用料のお支払と引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

○ 食事・おやつ代

食事サービスを受ける方は、実費(食事 619円／食・おやつ 100円／日)、が必要となります。(持参された方は無料です。)

○ その他の費用

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが、適当と認められる費用は、お客様に請求させていただく事があります。

○ キャンセル料

お客様の都合により、サービスを中止する場合は、以下の通りキャンセル料を利用料のお支払の際に頂きます。

利用日の前日17時までにご連絡を頂いた場合	無料
利用日の当日にご連絡を頂いた場合	食事代619円

(3) 利用料のお支払い方法

毎月10日までに前月分の請求額をお知らせします。その月の27日頃に口座振替となります。

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	立川市
---------	-----

4 事業所の特色など

(1) 事業の目的

合資会社ライブリーナーシングが開設するライブリーデイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

利用者及び、ご家族が生き生きと生活し続けるための一助となること。

(2) 運営方針

・指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
・事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

利用者が大切にしている時間の過ごし方を尊重し、そこに添ったサービスを提供していきます。

5 サービスの提供にあたって

(1)サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載されないよう(被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。

(2)利用者に係る居宅介護支援事業者等が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて「(介護予防)認知症対応型通所介護計画」を作成します。作成した通所介護計画は、利用者又は家族に説明します。

(3)サービス提供は、「認知症対応型通所介護計画」に基づいて行います。計画は、利用者の心身の状況は意向などの変化により、必要に応じて変更いたします。

6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその発生を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

主任	村石邦恵
----	------

(2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3)虐待防止のための指針の整備をしています。

(4)従業者に対して、虐待防止のための定期的な研修を実施しています。

(5)サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告します。

7. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の要件をすべて満たすときは、利用者に説明し同意を得たうえで、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、心身の状況、時間、緊急やむを得ない理由、経過観察及び検討内容について記録し、5年間保存します。

- (1) 切迫性: 直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性: 身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一次性: 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
 - ②事業者及び事業者の使用する従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
 - ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
 - ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約と同時に同意書を交わします。
- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
- ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者家族の個人情報を用いません。
 - ②事業者は、利用者及び利用者家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁的記録を含む)については、注意を持って管理し、処分の際にも、第三者への漏洩を防止します。
 - ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正・追加または削除を求められた場合、速やかに調査を行い、利用目的に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

9 緊急時の対応について

サービス提供中、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等、必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。(別紙緊急時連絡先に記入していただきます。)

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供、又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

損害賠償・自動車保険	保険会社名	東京海上日動保険
------------	-------	----------

11 サービス提供の記録

- ①指定認知症対応型通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供記録の日から5年間保存します。
- ②利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することが出来ます。

12 非常災害対策

- ①事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者 管理者 吉崎グレイス
- ②非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び、連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期 毎年2回(3月・9月)
- ④ ③の訓練実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

13 感染症対策について

- (1)食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに常に密接な連携に努めます。
- (2)事業所において、感染症が発生・まん延しないよう、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね半年に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

14 業務継続計画(BCP)の策定について

- (1)感染症や非常災害の発生時に置いて、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施、及び非常事態で早期の業務再開を図るための業務継続計画(以下BCPとする)を策定し、当該BCPにしたがって必要な措置を講じます。
- (2)従業員に対し、BCPについて周知するとともに、必要な研修と訓練を定期的実施します。
- (3)定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じてBCPの変更を行います。

15 地域との連携について

- ①運営にあたり、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めます。
- ②指定認知症対応型通所介護の提供にあたり、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括視点センター職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います)を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③運営推進会議で活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等について記録を作成し、公表します。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

- 当事業所営業時間内に、管理者までご相談下さい。
- 東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝祭日をのぞく)

専用電話 03-6238-0177(直通)

当事業者は、サービス内容説明書及び、重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び、重要事項の説明をしました。

2025年 月 日

事業者	住所	東京都立川市栄町3-15-29
	事業者(法人)名	合資会社ライブリーナーシング
	(事業所番号)	1373001005
	代表者名	吉崎 グレイス 印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。